

辯護團文書第四百〇一號 (二十二)

第八 一九三八年の歐洲の危機

米國の再軍備

一九三七年が暮に近づくとつれて、世界の狀勢は段々險惡になつて來た。日支間の戦争は愈々激烈に行はれ、歐洲では西班牙が内亂のために分裂し全歐大戰たらんとする勢を示した。一九卅七年十一月には、伊太利が獨逸と日本との反共協定に加はつた。そうしてゐる間に、狂熱的速度で軍備を整へてゐた獨逸の、その意圖とする所が、歐洲の政治組織に重大な憂慮の種になりつゝあつた。

この時期には、米國では人民が議會が宣戰を布告する必要條件として人民投票を要するといふ憲法上の改正をする事を、大ひに支持するに至つた。ルーズベルト大統領もハル國務長官も、度々、この提議に強硬に反對を表明した。一九卅八年一月六日、大統領は下院議長に手紙を送つて、斯かる改正こそ、外國に關係してする大統領の行爲の自由を害するものであらう

し、又他國家をして、米國の權利を、事なく侵犯し得ると容易に思ひ込ませるだらうと述べた。ハル國務長官は一月八日に、この提議は合衆國政府が人民の平和を守る力を毀損するだらうと警告した。一月十日に、この提議は、下院で投票に附せられたが、二百九票に對し百八十八票といふ接近した差で否決せられた。

ルーズベルト大統領は、一九三八年一月廿八日の特別教書の中で、國防の強化を、議會に勧めた。大統領は報じて、甚だ遺憾に堪へざる次第なるが軍備は空前にして驚く可き程度に増大しつゝありと云つた。彼は大多數の國の大多數の人民が平和に生活してゐたいにも拘らず、世界人口の尠くも四分の一は、無殘な破壊的抗爭に巻き込まれてゐる不吉な事實に人の注意を向けさせた。陸海軍總司令官として大統領は、他の諸國家の軍備が増大しつゝある點から觀て、合衆國の國防は國家安全といふ目的には叶はないので、増大するを要すると議會に報告する事が、その憲法上の任務であると思惟した。大統領は、適切なる國防とは、獨り我が海岸のみならず海岸を遠く離れてゐる我が部落の保護の爲め、如何なる潜在した敵をも我が大陸の境界から數百哩遠ざけなければならぬ事であると言つた。彼は又、

我が國防が一海洋一海岸に限られ、而も他の方面の守りが確かに安全になるとは、どうしても想定し得ないと、述べた。殊更に單に、他國が陸海の軍備を段々重ね補つて行くからとて、大統領は、議會に陸海軍備の實質的増大を認可すを様勸告した。一九三八年中に、現在の海軍建艦計畫を廿八一セントだけ増し、又更に二隻の戰艦と二隻の巡洋艦を造る爲めの特定支出金を出す様にとの勸告案が包含されてゐた。

大統領の陸海軍再軍備の提案は、一九三八年の春の間に、議會で討議された。ある方面では、その海軍擴張の提案が、合衆國の國防に眞に必要であるか疑はしいと言ふ者があり、五六名の上院及び下院議員は、發言してこの海軍擴張計畫は、何處か英國の様を他國と海軍の共同動作をする爲めの協定に基いたのではないか、疑はしいと云つた。ハル國務長官は、一九三八年二月十日に下院議員に宛てた手紙の中で、是等の考を認めてゐた。彼は、この建艦計畫は、合衆國國防上必要であるといふ意見を絶対撤回しない積りで述べた。合衆國の人民及び政府の、戦争をし度くないとの願ひに就ては彼は、充分の責任觀念を以てこの建艦案を提唱してゐる人達は、この案の採用が戦争をし度くない願ひを叶へさせる役に立つと信じて、そ

うしてゐるのだ、と言つた。ハル國務長官は、海軍は提案通り擴張しても海を越えて攻勢又は侵攻作戰に出てる事は出来まいと指摘した。

長官は又、提案された計畫は世界中の何處の國とも海軍の共同作戰をする積りからでなく、合衆國の政策は極端な國際主義も極端な孤立も避けるにあり、而して又同盟する事やかゝり合ひになる言質を與へる事を避ける一方、共同目的を有する他國政府に情報を與へたら之と情報を交換したりし、若し實行出来たら互に背馳しない方針の下に進む事が望ましいと、明言した。最後に、國務長官は、若し一平和國家にして他の總ての平和國家から超然としてゐて、軍備の相對的なるものであるにも拘らず、飽迄軍備制限政策を行ふとせんか、その結果は必然不法の役割を演じたがる國家を勵まし且援助する事にさへなるであらう、と言つた。

大統領の陸海軍再軍備に對する提案は實質上、議會の容れる所となつた。

××××××××××××

米國國務省刊行物「平和と戦争」 第五二頁と第五三頁の抜萃